

固定資産税台帳を縦覧できます

平成18年度固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧を行ないます。

期 間 4月3日(月)～5月31日(水)
時 間 8:30～17:15

☆土・日曜日及び祝日は除く。
縦覧場所・課税に関するお問い合わせは

本庁 税務課内

☎53-8415・☎53-8454

田鶴浜支所 総務課内 ☎68-3131

中島支所 総務課内 ☎66-1111

能登島支所 総務課内 ☎84-1111

必要なもの

本人を確認できる公的証明書類(運転免許証・健康保険証など)および印鑑

☆代理で縦覧される場合は、所有者の委任状が必要です。

【固定資産税に関するお知らせ】

①平成18年度固定資産税・都市計画税の第1期の納期限は、評価替えにより、5月31日(水)です。

②納付書および課税内訳書は5月中旬頃にお届けします。

③第1期から口座振替による納税を希望する方は4月28日(金)までに金融機関の窓口で手続きをしてください。すでにご利用の方は、所有者などに変更がないかご確認ください。

※納付に関するお問い合わせ

納税課 ☎53-8413

国民健康保険

修学者特例保険証発行のお知らせ

七尾市国民健康保険加入者のうち、遠方の大学や専門学校等へ通学するために親元を離れる(転出する)方に対して、申請により、家族で使っている保険証と別に「修学者特例保険証」(マル学保険証)を発行します。

発行手続きに必要なもの

- ・七尾市国民健康保険被保険者証
- ・現在の学年がわかる在学証明書など(新規の場合は入学許可証など)
- ・学校の名称・所在地がわかる書類
- ・窓口に来られる方の印鑑
- (ただしインク内蔵型は不可)

☆すでに修学者特例保険証を持った方が就職したときなど、ほかの保険に加入する場合は、担当窓口で保険資格の変更手続きが必要です。

変更手続きに必要なもの

- ・七尾市国民健康保険被保険者証と修学者特例保険証(関係分すべて)
- ・取得した他保険の保険証または加入日がわかる証明書(関係分すべて)
- ・窓口に来られる方の印鑑
- (ただしインク内蔵型は不可)
- ※発行窓口・お問い合わせは
- 保険課 ☎53-8420
- 及び各支所民生課

4月1日から、建築物の

中間検査が始まります

七尾市では4月1日から建築基準法第7条の3に基づく中間検査制度を導入します。

中間検査を行う区域

七尾市全域

中間検査の対象となる建築物

次に掲げる建築物で、新築、増築及び改築に係るもの

①分譲住宅

②特殊建築物で地階を除く階数が3以上のもの
中間検査を受ける工程(特定工程)

①木造	屋根工事
②鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
③鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事
③その他の構造	2階の床工事

☆右記の工程時に検査を受け、合格しなければ次の工程に進めません。

中間検査の申請

特定工程完了後、4日以内に建築住宅課に中間検査申請書を提出してください。

なお、検査日程について、申請の1週間前を目安に窓口へご相談ください。

※お問い合わせは

建築住宅課指導係 ☎53-8429